平成２５年（フ）第８９号
熊本県八代市松崎町296番地15　101、前住所熊本県八代市八幡町11番11号　301
債務者　大野　聖士（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第９０号
熊本県八代市松崎町296番地15　101、前住所熊本県八代市植柳上町581番地２
債務者　大野　愛弓
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第６６８号
仙台市泉区南中山３丁目27番地の４
債務者　森　　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
秋田市新屋天秤野６番１号　サンリバーＡ202、前住所秋田市大町５丁目４番40号ロワイヤルユウ大町901・秋田市将軍野東１丁目５番29―４号
債務者　堀井恵美子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９０号
茨城県常陸太田市真弓町3094番地の１、旧住所茨城県土浦市荒川沖東２丁目２番７―405号　ステージワン荒川沖
債務者　佐藤　雄太
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４３３号
新潟市東区東明５丁目７番地18
債務者　鈴木　浩一
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３７号
新潟県新潟市北区すみれ野３丁目１番22号
債務者　澁谷　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９８号
石川県白山市あさひ荘苑２丁目29番地
債務者　美行あゆみ
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４００号
金沢市平和町３丁目８番６号
債務者　小竹泉太郎
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３８号
長野県上田市下室賀504番地
債務者　坂　千恵美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１５５号
長野県上田市下室賀176番地１
債務者　中村　盛二
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１５７号
長野県上田市古里200番地15　住マイル高木東103号
債務者　小林　夏子（旧姓滝澤）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１６０号
長野県千曲市大字稲荷山1237番地５
債務者　青木かずみ（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１６３号
長野県千曲市大字八幡2046番地
債務者　宮原　清二
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３６４号
岐阜県本巣市三橋1044番地67　プリムローズ大野５棟206号
債務者　八代　直人
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９１号
岐阜県可児市帷子新町１丁目６番地　山口マンション301、前住所岐阜県美濃加茂市加茂川町３丁目11番３号　滝川ビル301
債務者　後藤　敏朗
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４１０号
兵庫県姫路市広畑区才592番地
債務者　中里　好惠（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部